⑶　リースにより使用する電気通信事業固定資産の額及び電気通信事業以外の事業固定資産の額。電気通信事業固定資産については固定資産の種類別に記載すること。ただし、重要でないものは、一括して記載することができる。

15　金融商品（金融資産（金融債権、有価証券及びデリバティブ取引により生じる債権（これらに準ずるものを含む。）をいう。）及び金融負債（金融債務及びデリバティブ取引により生じる債務（これらに準ずるものを含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）に関する注記は、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会社法第444条第３項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、⑶に掲げる事項を省略することができる。

［⑴　略］

⑵　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項

⑶　金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

16　賃貸等不動産（棚卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有し、又はリースにより使用する権利を有する不動産をいう。以下同じ。）に関する注記は、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。以下この16において同じ。）とする。ただし、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合にあつては、⑴に掲げるものとする。

［⑴・⑵　略］

［17～25　略］

［様式第５～８　略］

様式第９

借　入　金　等　明　細　表

事業者名＿＿＿＿＿＿

年　月　日から
年　月　日まで

（単位　円）

［略］				
リース負債（１年以内に期限到来のものを除く。）		期首残高	期末残高	摘　要
	計			
１年以内に期限到来のリース負債		期首残高	期末残高	摘　要
	計			
［略］				

15　［同左］

［⑴　同左］

⑵　金融商品の時価等に関する事項

⑶　金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

16　賃貸等不動産（たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。以下同じ。）に関する注記は、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

［⑴・⑵　同左］

［17～25　同左］

［様式第５～８　同左］

様式第９

借　入　金　等　明　細　表

事業者名＿＿＿＿＿＿

年　月　日から
年　月　日まで

（単位　円）

［同左］				
リース債務（１年以内に期限到来のものを除く。）		期首残高	期末残高	摘　要
	計			
１年以内に期限到来のリース債務		期首残高	期末残高	摘　要
	計			
［同左］				